## 論点のまとめ

## 【幼児教育・保育の無償化による影響】

令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化により、3 歳以上の認可保育施設・幼稚園等の利用、0~2歳児のうち市町村民税非課税世帯の利用については保育料(利用者負担)が無償となったが、このことによる影響についてどのように考えるか。

○保護者の経済的負担への影響

参考: 資料 8 (令和 4 年度保育施設のしおり) 31・32 ページ、資料 12、資料 18、資料 21、資料 27

○市財政への影響

参考: 資料 17、資料 21、資料 26、資料 27

○施設の利用への影響

参考: 資料 15、資料 19、資料 29

## 【保育料】

幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえた上で、現状の保育料の設定について、どのように考えるか。

○国の徴収基準との差(各階層の保育料の水準)

参考: 資料 18

○他市と比較した保育料の水準

参考: 資料 24

○保育標準時間と保育短時間の保育料の差

参考: 資料 8 (令和 4 年度保育施設のしおり) 30・32 ページ、資料 23

○保護者の経済的状況

参考: 資料 22

○市の財政的負担

参考: 資料 17、資料 21、資料 26、資料 27

## 【保育料以外の利用料、保護者負担】

認可保育施設、幼稚園等における教育・保育とは別に利用される関連事業(保育)の利用料、保護者負担金をどのように考えるか。

- ○延長保育の保護者負担金(第3回で審議予定)
- ○一時保育の利用料(第3回で審議予定)
- ○年末保育の利用料(第3回で審議予定)
- ○病児・病後児保育の保護者負担金(第3回で審議予定)